

2012年8月23日

米国金融規制改革法 紛争鉱物条項への取組みについて

一般社団法人電子情報技術産業協会

米国証券取引委員会（SEC）は、8月22日、ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護に関する法（金融規制改革法）の第1502条（紛争鉱物条項）に基づき、米国の証券取引所に上場している製造業者等に、コンゴ民主共和国及び隣接諸国で産出された紛争鉱物¹の製品への使用に関する開示と報告を義務付ける最終規則を採択しました。

当協会は、かねてより IT エレクトロニクス産業のサプライチェーン全体を通じた Corporate Social Responsibility（CSR）の推進を図っております。金融規制改革法における紛争鉱物条項につきましても、その趣旨に全面的に賛同し、規則策定の動向を注視するとともに、規則遵守に向けた取組みを進めてまいりました。紛争鉱物条項の目的は、残虐な暴力行為によって地域住民に希少金属用鉱物を強制的に採掘させ、その取引から得られる利益を用いて紛争を継続しているコンゴ民主共和国および隣接諸国の武装勢力の資金源を断つことです。

当協会は、本年1月17日付けで、Electronics Industry Citizenship Coalition（EICC）²及びGlobal e-Sustainability Initiative（GeSI）³と覚書を締結し、紛争鉱物問題の対処に関して協力することに合意しました。SECの規則は、電子産業だけではなく、幅広い産業が対象となり、規則遵守には日本企業を含むグローバルサプライチェーン全体での対応が必要なため、莫大なコストが発生⁴します。EICCとGeSIは、Conflict-Free Smelter（CFS）プログラムの構築を進めており、このプログラムは、製錬所と精製所の監査から始まり、それより川下のサプライチェーンにおける取引に、武装勢力の資金源となっている紛争鉱物が含まれているかどうかを調べる手段として活用が期待されています。

当協会は、昨年12月から責任ある鉱物調達検討会で検討を開始し、本年5月に同検討会を正式に発足させました。現時点で38社が同検討会に参加しています。今後、同検討会の参加企業を中心に、EICCとGeSIと協力しつつ、本規則に基づくコンプライアンスの推進、CFSプログラムの普及および人材育成など企業活動への協力を通じて紛争鉱物問題に取り組んでまいります。

¹ コロンバイトータンタライト（コルタン）、錫石、金、鉄マンガン重石、またはそれらの派生物。主な派生物はタンタル、錫、タングステン

² 米国を中心とする電子業界のCSRを支援するアライアンス

³ 欧州を基盤としてICT分野のサステナビリティを推進する組織。紛争鉱物の対応ではEICCと協力

⁴ 全米製造業者協会（NAM）の試算によると影響を受ける企業全体の年間コストは94～160億ドル

責任ある鉱物調達検討会への参加企業

(株) アドバンテスト、アルプス電気 (株)、アルパイン (株)、エルピーダメモリ (株)、オムロン (株)、オリンパス (株)、キヤノン (株)、京セラ (株)、KOA (株)、コニカミノルタホールディングス (株)、(株) JVC ケンウッド、シャープ (株)、ソニー (株)、太陽誘電 (株)、TDK (株)、(株) デンソー、(株) 東芝、(株) ニコン、日東電工 (株)、日本ケミコン (株)、日本電気 (株)、日本無線 (株)、パイオニア (株)、パナソニック (株)、(株) 日立製作所、(株) フジクラ、富士ゼロックス (株)、富士通 (株)、富士フイルム (株)、船井電機 (株)、古河電気工業 (株)、三菱電機 (株)、ミツミ電機 (株)、(株) 村田製作所、横河電機 (株)、(株) リコー、ルネサスエレクトロニクス (株)、ローム (株)